

intellectuals of the world have released their appeal in the form of an open-letter condemning these destructive military activities and asking for actions to stop them immediately.

Acting in accordance to our conscience and desiring to assume our social responsibility as scientists, we hereby consider that we should strongly demand the immediate and complete cessation of the destructive military activities of the U.S. in Indochina and at the same time should resolve to make our greatest efforts so as never to allow such a disaster to occur again in any corner of the world, even after peace in Indochina is fortunately restored.

We, in the name of the 62nd General Meeting, hereby express our determination and call upon scientists here and abroad to stand for this appeal and not to spare any effort to realize peace in Indochina and also to prevent the fruit of scientific research and technological development from being abused and misused.

9-8

総学庶第1817号 昭和47年11月13日

内閣総理大臣 田 中 角 榮 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：科学技術庁長官，大蔵大臣，文部大臣
(民間学術研究機関連合会会長)

民間学術研究機関に対する研究体制確立のための助成の拡大について（勧告）

標記のことについて、本会議第62回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

民間学術研究機関は、戦前戦後の長い歴史を通じて、国立研究機関や民間企業附属の研究機関と異り、公益法人としての使命のもとに、自由な構想と独自な研究体制をもって、わが国における学術研究のうえで独特な分野の開拓に貢献しているが、本来その研究活動は公的な性格をもつものである。したがって、これに対して国は財政上の援助を行ない、助成強化を計っていく必要があるのである。この意味において、戦後における急激な経済上の変動期に、国が“民間学術研究機関の助成に関する法律”を制定したことは高く評価さるべきであり、これによって多くの民間学術研究機関は、その後においても研究活動を継続することができた。

しかるに、その後、助成予算額の伸び悩み、特に研究機関の維持運営に不可欠な人件費への補助の相対的減少や、助成対象機関数の減少等にみられるように、さまざまな問題が生じており、このまま推移するならば、せっかく発展してきた民間学術研究機関の活動も先細りになることが憂慮される。

以上の点を改善するために、速かに以下のような措置をとり、民間学術研究機関の助成強化をは

かられたい。

- (1) さしあたり現行制度のもとでの
- ア 補助予算総額の増大
 - イ 助成機関数の増加
 - ウ 補助額中に占める人件費割合の増大

- (2) 臨時措置法的な現行法律の改正を含めた助成制度の抜本的改善

9-9

総学庶第1836号 昭和47年11月13日

内閣総理大臣 田 中 角 榮 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

（写送付先：科学技術庁長官、法務、大蔵、文部および厚生各大臣、国立大学協会会長、公立大学協会会長、私立大学懇話会会長、日本私立大学協会会長、私立大学連盟会会長）

医薬品の臨床試験評価に関する体制の確立について（勧告）

標記のことについて、本会議第62回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

人類の健康を守り、心豊かな生活を保証することが、医学・薬学の基本使命であり、医薬品のあり方が、その最も重要な課題の一つであることもまた言うをまたない。より有効でかつより安全な医薬の創製、施用等については、不断の研究が行なわれており、将来ますますその研究が推進されなければならないが、それと同時に、医薬品の特殊性にかんがみ、その臨床試験の正しい評価の方法を確立することが緊急に必要となってきたている。

そもそも医薬品は、その研究の過程において、人体による臨床試験を欠くことができない。そのため、その安全の保障と人権の擁護については常に十二分に配慮されなければならず、臨床試験評価は人間の安危にかかる重大な問題と考えなければならない。すでに国際的にもそれに関する基準が世界保健機構により勧告されて、多くの国々で実施に移されている。

ひるがえってわが国の現状を省察すると、制度の面においても、施設の面においても、また、これに従事する研究者の確保の面においても甚だ不備であって、そのため臨床試験の過程における安全性の確保あるいは人権の擁護について遺憾とするところが少くない。長期的展望に立って研究の将来計画、研究者の養成等の推進に努めるとともに、臨床試験評価のよりよき基準とそれを実施する体制を早急に確立することが強く望まれる所以である。このため、医薬品の臨床試験評価に関する政府は公正なチェック・システムを設けること、被験者に対する救済手段を充実することをはじめ、前記諸課題の処理につき緊急に適切な措置を講ずるよう勧告する。

なお、上記の趣旨に基づいて措置をとられるに際しては、日本学術会議に十分連絡をとられたい。

〔説明〕

医薬品の創製開発にはその有効性と安全性を評価するための各種の試験が行なわれるが、根幹と